

子ども一人一人に合わせた教育

“通級指導教室”

をご存知ですか？



周りの友達と楽しく遊べない

ルールのある遊びが苦手

遊びや勉強を持続できない

文字の読み書きが苦手

そうした子どもたちをサポートする

「通級指導教室」を

平成30年4月開設します。

■通級指導教室とは？

通級指導教室は、普段は各教科の授業を通常の学級で受けながら、児童が在籍校でより豊かな学校生活を送ることができるよう、一人一人の課題に応じた指導と支援を行う教室です。

■指導時間や指導形態は？

通級指導教室では、個別学習などを通して、学びや育ちの手助けをします。

週1～2時間程度、決められた曜日・時間に通級指導教室で指導を受けます。その曜日や時間は、担任の先生や保護者の方と相談して決定します。

また、子どもだけでなく、保護者や学級担任の支援も行います。

■通級指導教室でのサポート内容は？

障がいなどにより学習上または生活上の困難を改善・克服して自立を図るために、次のようなサポートを行います。

- (1) 学校・家庭での適応を図るための特別の指導・支援
- (2) 個別または小集団での指導
- (3) 一人一人の能力や状態に応じた個別の支援計画を作成

■心配ごとのあるお父さん、お母さんへ… 教育相談で悩みをお聞かせください

学校や家庭でのお子さんの心配ごとについて相談を受け付けています。お気軽にお電話ください。

プライバシーは固く守られます。お子さんにどのようなサポートが必要か一緒に考えます。

問合せ：指導課 ☎44-1111（内線2292）

「児童手当現況届」忘れていませんか？

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、平成29年6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

書類などは受給者あてに5月下旬に通知しています。書類が届いていない方、紛失した方は再発行しますので、窓口でお申し出ください。

■持参する物

- ・印鑑（スタンプ式を除く）
 - ・受給者の健康保険被保険者証の写し
- ※受給者は児童手当が振り込まれている方であって、児童ではありません。
- ・養育する児童の住所が市外にある方は、児童の世帯の住民票謄本
 - ・平成29年1月1日現在で平川市に住所のない方は、平成29年1月1日の住所地の市区町村が発行する「平成29年度所得課税証明書」
- ※配偶者が受給者の税法上の控除対象配偶者となっていない場合は配偶者の所得課税証明書も必要です。

■提出先

- ▷子育て支援課子育て支援係（健康センター内）
- ▷尾上総合支所市民生活課市民係
- ▷碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- ▷葛川支所



問合せ：子育て支援課 子育て支援係
☎44-1111（内線1151）